

朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に関し、必要な事項を検討するため、朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市が関係する団体の代表者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員会に副委員長1人を置き、委員長の指名によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から公共施設等総合管理計画を策定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部財産管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表行政改革懇談会の項の次に次のように加える。

公共施設等総合管理計画検討委員会	委員	日額	8,000円	2,400円	旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万5,000円
------------------	----	----	--------	--------	------------------------	----	--------	----------